

令和元年度 新たな広域連携促進事業成果報告書

令和元年2月 秋田県

目 次

第1	事業の経緯等	1
1	事業の経緯	1
2	地域連携研究会の設置	1
3	新たな広域連携促進事業の活用	4
第2	事業の内容	
1	市町村間連携促進に関する有識者会議	5
2	事務の共同処理体制の可能性調査（県央地域）	5
(1)	目的	5
(2)	調査内容	5
ア	調査方法	5
イ	調査結果	6
(ア)	固定資産税の評価事務	6
(イ)	介護保険の認定事務	7
(ウ)	地域包括支援センターに係る事務	9
(3)	地域連携研究会における意見	11
(4)	有識者会議における意見	12
(5)	検討	13
3	公共施設の最適配置等の可能性調査（県南地域）	14
(1)	目的	14
(2)	調査内容	14
ア	調査方法	14
イ	調査結果	16
(ア)	将来シミュレーション	16
(イ)	考察	18
(ウ)	最適配置等に当たっての課題	21
(3)	地域連携研究会における意見	22
(4)	有識者会議における意見	22
(5)	検討	24
4	【参考】専門人材の確保に関する研究（県北地域）	25
5	市町村間連携促進に向けた機運醸成事業	27
第3	事業のポイント	28
第4	今後の展開	29

第1 事業の経緯等

1 事業の経緯

全国トップで人口減少と少子高齢化が進む本県では、いわゆる「平成の大合併」において、市町村数が69から25になるなど、活発な市町村合併が行われたほか、県から市町村への権限移譲も進むなど、行財政改革に積極的に取り組んできた。

また、平成21年度に、県と市町村が双方向で政策等の提案を行い、対等な立場で議論し、合意形成に努める場として「秋田県・市町村協働政策会議」（構成員：知事及び県内の全市町村長）を設置し、これまで様々な課題への対応について協議を行っており、「地方税滞納整理機構」の設置（※1）、県と市の「ワンフロア化」（※2）、「県・市連携文化施設」の整備（※3）など、他の自治体に先駆けて、県と市町村の協働・連携による新たな行政システムの構築に取り組んできた。

そうした中、平成30年3月、国立社会保障・人口問題研究所において、人口減少がこれまで考えられていたよりも更に急速に進むとの推計を発表したことから、同年5月の協働政策会議において、「県と市町村の協働・連携、市町村間連携のさらなる強化」について合意され、県と市町村間の連携強化に加えて、市町村間の連携についても積極的にその可能性を研究していくこととした。

これを踏まえて、令和元年度、県内3地域において、「市町村間連携に関する地域連携研究会」を市町村と共同で立ち上げ、それぞれの地域課題を踏まえたテーマについて、様々な視点から調査・研究を行うこととした。

※1 県と市町村が協力し、個人住民税をはじめとする市町村税の滞納整理を推進

※2 県の出先機関と市町村が、農林、建設等の分野で執務空間をワンフロア化

※3 県の「県民会館」と秋田市の「秋田市文化会館」を集約し、新たな文化施設を整備

2 地域連携研究会の設置（令和元年度）

① 県北地域（能代市、藤里町、三種町及び八峰町）

県北地域の4市町は、消防・救急、ごみ・し尿処理等の行政事務を一部事務組合によって共同処理しているほか、能代市を中心に形成した「能代山本定住自立圏」により、生活機能・交通ネットワークの強化に加えて市町連携に関する職員研修を行うなど、行政マネジメント面からの協働・連携を進めている。

今後、インフラ・公共施設の老朽化が進んだ場合、維持・管理や更新業務のため、専門的な知識・技術を有する職員が必要となるが、県北（能代山本）地域では、市・町それぞれの職員採用方針等による違いはあるものの、応募者の減少や採用辞退によって新規採用が困難となっていること、中核的な技術職員の退職を見据えて知識・経験の継承を急ぐ必要があることなどが共通の課題として認識されていたため、自治体間連携を中心に専

専門人材の確保・育成の可能性等について調査・研究を行うこととした。

【第1回】R1.10.15 … 専門人材（建設土木）に係る現状と課題

【第2回】R2.3（予定）… 専門人材不足によって生じる具体的支障と支援ニーズ

	能代市	藤里町	三種町	八峰町
総面積	426.95 km ²	282.13 km ²	247.98 km ²	234.14 km ²
人口（R2.1.1現在）	50,674人	2,983人	15,421人	6,635人
職員数(H31.4.1現在)	443人	72人	193人	110人
うち建設担当部署	61人	8人	10人	11人
うち技術職員	31人	—	—	—

② 県央地域（五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村）

南秋田郡4町村は、五城目町、八郎潟町及び井川町が、平成の大合併時に合併協議を行った経緯があり、従来から、住民の生活面における結び付きの強い地域である。

また、4町村及び潟上市で機関の共同設置により介護保険認定審査会を共同化しているほか、五城目町、八郎潟町及び大潟村では、「南秋地域公共交通活性化協議会」を設置し、広域マイタウンバスの共同運行に取り組むなど、協働・連携に向けた協議の場が整っている。

各町村においては、厳しい財政状況の下、これまで定員削減等に積極的に取り組んできたが、その結果、一人の職員が複数の業務を抱えるケースも多々あるなど、単独での行財政改革も限界に近づいている。

行政サービスを維持していくためには、更なる事務の効率化を図る必要があることから、事務の共同化に向けた調査・研究を行うこととした。

【第1回】R1.7.10 … 調査研究事業に係る調査対象事務の検討

【第2回】R2.1.21 … 調査研究事業の調査報告及び意見交換

【第3回】R2.3（予定）… 令和元年度の総括及び令和2年度の取組方針の検討

	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村
総面積	214.92 km ²	17.00 km ²	47.95 km ²	170.11 km ²
人口（R2.1.1現在）	8,471人	5,602人	4,570人	3,030人
職員数(H31.4.1現在)	135人	66人	66人	60人

③ 県南地域（横手市、湯沢市、羽後町及び東成瀬村）

県南地域の4市町村においては、横手市が「横手市定住自立圏（合併一市圏域）」、湯沢市、羽後町及び東成瀬村の3市町村が「湯沢雄勝地域定住自立圏」を形成し、協働・連携の取組を進めている。

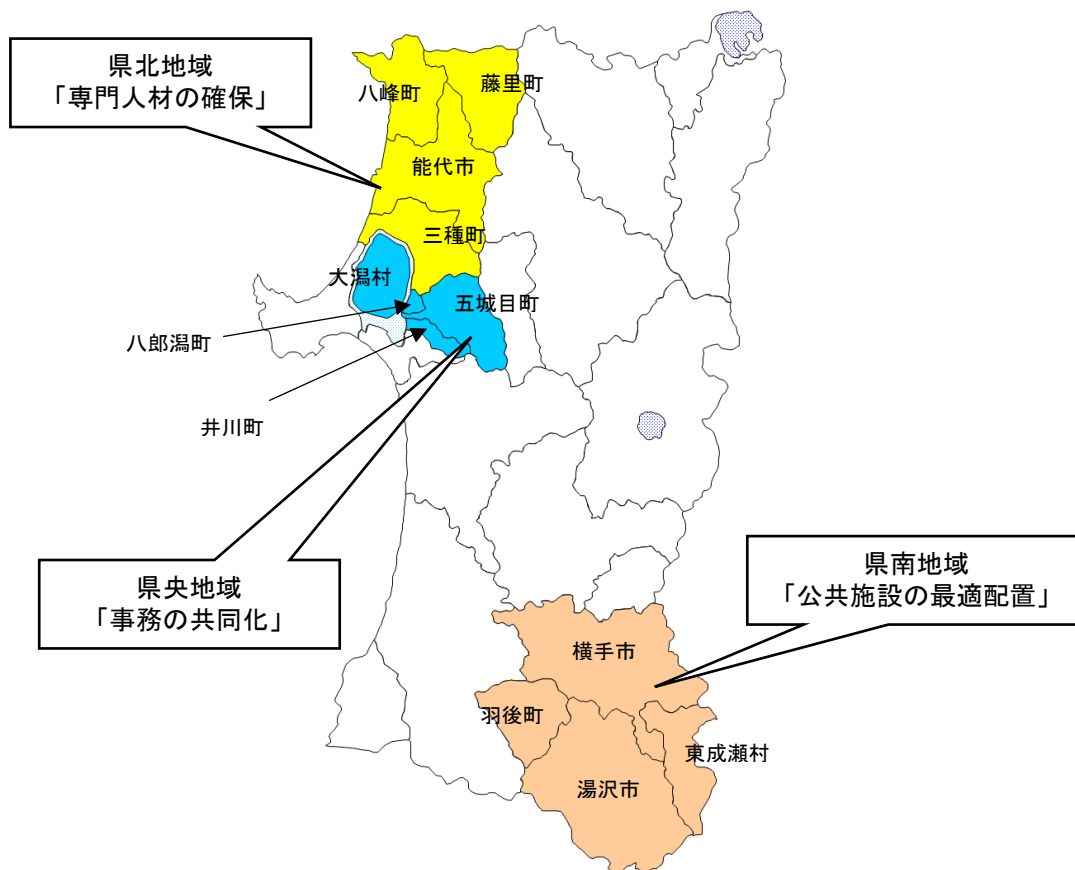
同地域では、特に市町村合併を行った横手市及び湯沢市において、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編に積極的に取り組んでいる。

近年、地域住民の日常生活の行動範囲が広がっており、より広域的な視点に立った「まちづくり」や「公共施設の統廃合」が重要なテーマとなってきているほか、公共施設・インフラの統廃合等を検討する際には、将来の人口減少を踏まえ、より広域的なニーズ把握を求められる状況にあることから、行政区域を越えた公共施設の配置の在り方や相互利用の可能性について調査・研究を行うこととした。

- 【第1回】 R1. 7. 11 … 調査研究事業に係る調査対象施設の検討
- 【第2回】 R2. 1. 8 … 調査研究事業の調査報告及び意見交換
- 【第3回】 R2. 3 (予定) … 令和元年度の総括及び令和2年度の取組方針の検討

	横手市	湯沢市	羽後町	東成瀬村
総面積	692. 80 km ²	790. 91 km ²	230. 78 km ²	203. 69 km ²
人口 (R2. 1. 1 現在)	86, 198 人	42, 704 人	13, 909 人	2, 460 人
職員数(H31. 4. 1 現在)	1, 517 人	471 人	286 人	58 人
公共施設数(※)	909 施設	456 施設	175 施設	123 施設

※ 各市町村の公共施設等総合管理計画に登載されている公共施設数

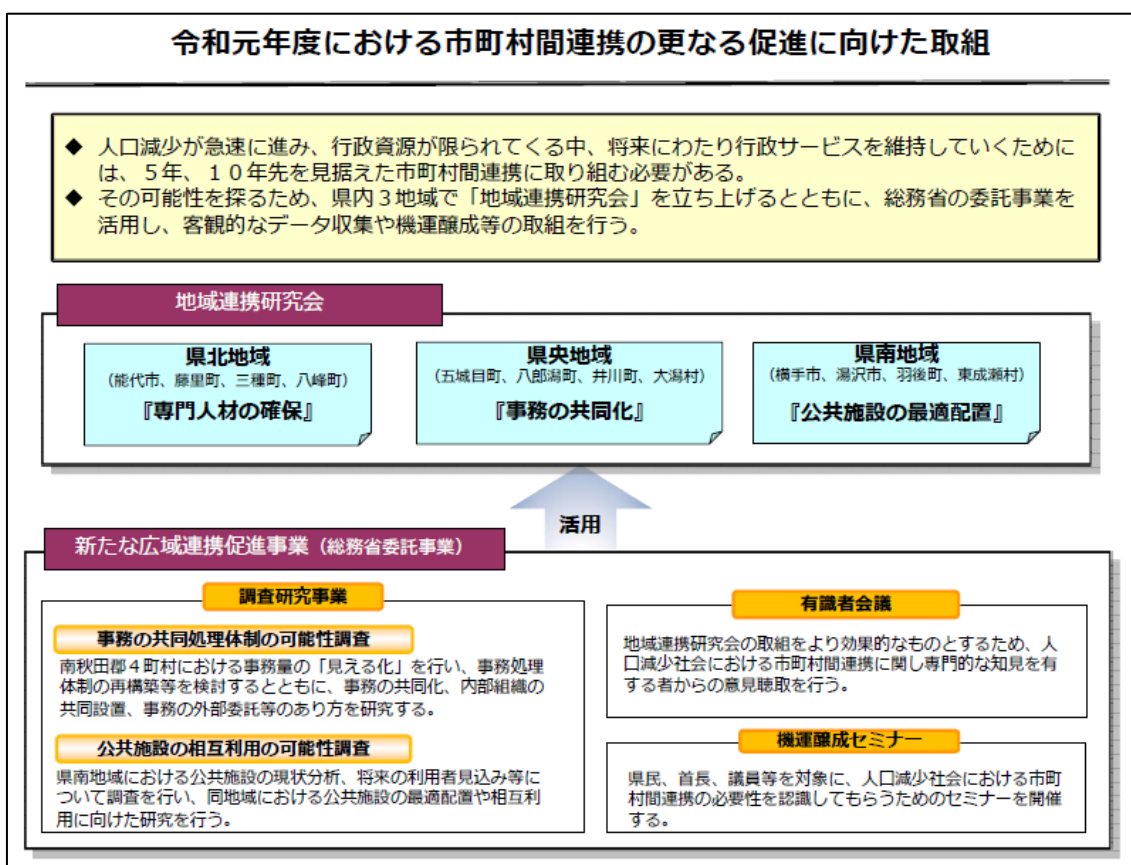


3 新たな広域連携促進事業の活用

地域連携研究会における議論をより効果的なものとするため、総務省委託事業「新たな広域連携促進事業」を活用し、専門家からの意見聴取や客観的なデータ収集等の調査・研究を行うとともに、地域住民や自治体職員等を対象とした機運醸成セミナーを開催することとした。

調査・研究に当たっては、議論が先行していた県央地域及び県南地域を対象とし、これらの地域を本事業の連携団体とした。

【事業の全体イメージ】



【連携団体】

- ① 県央地域（五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村）
- ② 県南地域（横手市、湯沢市、羽後町及び東成瀬村）

第2 事業の内容

1 市町村間連携の促進に関する有識者会議

大学教員や行政関係者等の専門家で構成する「市町村間連携の促進に関する有識者会議」を設置し、本県における市町村間連携の促進に向けた提言・意見等を聴取した。

なお、聴取した意見については、2（3）及び3（3）にそれぞれ記載している。

【委員】（50音順、敬称略）

- ・相原 学（（一財）秋田経済研究所専務理事所長）
- ・秋葉 丈志（早稲田大学国際教養学部准教授）
- ・中川 雅之（日本大学経済学部教授）
- ・吉川 浩民（地方公共団体金融機構理事）

【開催日】

- ・第1回：令和元年9月30日（月）15：30～17：00 会場：東京都内
- ・第2回：令和2年2月12日（水）13：30～15：00 会場：東京都内

2 事務の共同処理体制の可能性調査（県央地域）

（1）目的

地域連携研究会における市町村間連携の促進に向けた議論をより効果的なものとするため、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村で共通して実施する基礎的事務の共同化に向け、ニーズ等がある事務の「見える化」を行った。

（2）調査内容

ア 調査方法

4町村において、町村事務全般に係るヒアリングを行い、共同化に向けたニーズ等があり、業務の安定性・継続性・効率化が期待できるものとして、次の3事務を調査対象として選定した。

- ① 固定資産税の評価事務
- ② 介護保険の認定事務
- ③ 地域包括支援センターに係る事務

これら3事務について、4町村の担当職員に対するヒアリング及びアンケート調査を実施し、当該事務に係る業務プロセス毎の作業人員、作業時間等の把握を行った。

なお、今回の調査では、調査期間が限られていたこともあり、各町村における具体的な作業手順やサービスレベル、職員の練度、地域事情など、業務内容の詳細の把握までは至っていない。

以下の調査・分析においては、各事務における投入時間が最も少ない町村において人員の集約化を行ったと仮定した場合の人員削減効果を試算しているが、あくまで参考数値として捉えるべきものであることに留意する必要がある。

イ 調査結果

(ア) 固定資産税の評価事務

年間総工数は、概ね人口規模に比例した状況にある。

4町村全体では、その他業務の割合が最も高く、次に高いのが家屋調査評価業務である。その他業務の内訳は、異動データに係る業務、窓口業務、徴収業務などである。

年間総工数(単位:時間)	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	4町村計
家屋調査評価	1,228	588	296	953	3,065
土地調査評価	546	588	296	65	1,495
償却資産評価	282	294	221	377	1,174
その他	2,312	1,372	1,432	602	5,718
固定資産税評価業務	4,368	2,842	2,245	1,997	11,452

世帯当たりの作業工数は、大潟村が最も多い。

各評価業務別では、大潟村では家屋調査評価の時間が多く、それ以外の団体ではその他業務に最も時間を要している。

世帯あたり作業工数(単位:時間)	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	4町村平均
家屋調査評価	0.36	0.27	0.19	1.13	0.38
土地調査評価	0.16	0.27	0.19	0.08	0.19
償却資産評価	0.08	0.13	0.14	0.45	0.15
その他	0.67	0.62	0.92	0.71	0.71
固定資産税評価業務	1.27	1.29	1.44	2.37	1.42

(単位:人)	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	4町村計
住民基本台帳世帯数 (H31.1.1)	3,439	2,210	1,562	843	8,054

基準労働時間（245日・8時間労働）当たり人員は、五城目町が最も多く、4町村合計で5.84人分の工数が発生している。

業務の内訳では、その他業務に最も工数が発生しており、次いで家屋調査評価、土地調査評価、償却資産評価の順となっている。

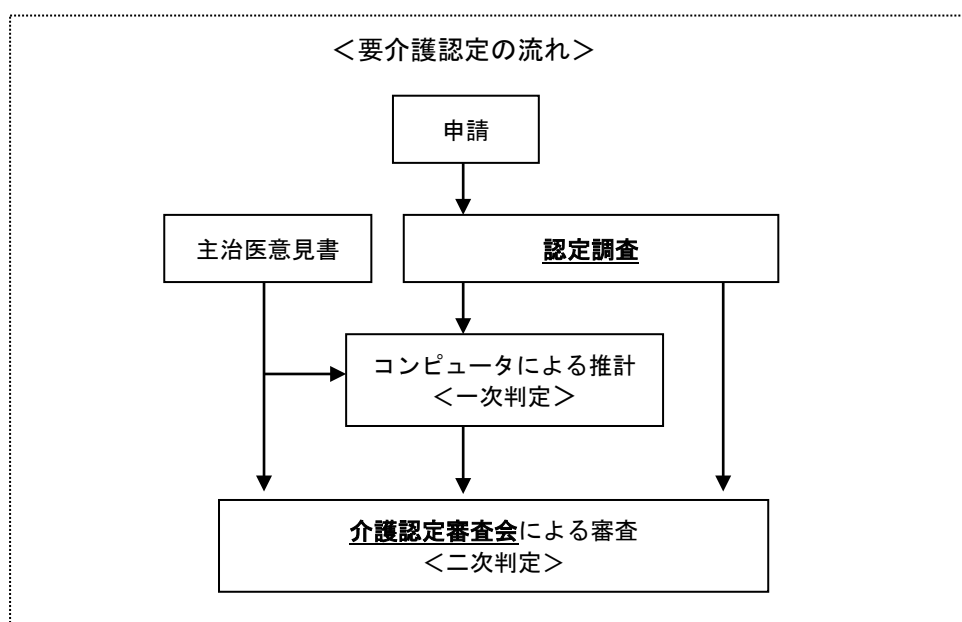
基準労働時間当たり人数(単位:人)	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	4町村合計
家屋調査評価	0.63	0.30	0.15	0.49	1.56
土地調査評価	0.28	0.30	0.15	0.03	0.76
償却資産評価	0.14	0.15	0.11	0.19	0.60
その他	1.18	0.70	0.73	0.31	2.92
固定資産税評価業務	2.23	1.45	1.15	1.02	5.84
従事職員数	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	
固定資産税評価業務	専従2人	兼務2人	兼務4人	兼務5人	

固定資産税の評価事務を4町村で共同化する場合、「世帯当たり工数」では五城目町が最も短時間であることから、五城目町の「世帯当たり工数」で作業の効率化を図ると仮定すると、現状の合計値5.84人に対して、必要人員は5.22人（▲0.62人）となり、人員削減効果はさほど大きくない。

4町村全てが五城目町の作業時間で業務を行ったと仮定した場合の必要人員数
 $(1.27 \text{ 時間} \times 8,054 \text{ 世帯}) \div (8 \text{ 時間} \times 245 \text{ 日}) = 5.22 \text{ 人}$

(イ) 介護保険の認定事務

介護保険の認定事務では、認定調査を地域包括支援センターで実施している場合と民間事業所への委託により実施している場合があることから、それらを含めて調査を実施した。



年間総工数は、五城目町が最も多く、井川町が最も少ない。

業務の内訳は、4町村ともに認定調査に係る工数が最も多い。

また、介護認定審査会については、既に4町村及び潟上市による機関の共同設置により共同化が図られている。

年間総工数(単位:時間)	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	4町村計
(1)申請	297	400	60	6	763
(2)主治医意見書	297	300	227	6	830
(3)認定調査(包括センター分及び外部委託分含む)	4,462	4,186	943	2,437	12,028
(4)認定延期通知	63	6	0	0	69
(5)介護認定審査会	345	12	81	34	472
(6)更新申請のお知らせ	308	36	6	4	354
(7)認定情報提供事務	116	12	5	4	137
(8)その他の事務	98	66	28	245	437
(9)予算に関する業務	98	12	0	112	222
(10)議会対応に関する業務	0	0	0	112	112
(11)その他	392	0	0	0	392
介護認定業務	6,476	5,030	1,350	2,960	15,816

介護認定の主たる対象者である第1号被保険者(65歳以上人口)当たりの作業工数は、大潟村が最も多く、井川町が最も少ない。

第1号被保険者あたり作業工数(単位:時間)	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	4町村平均
(1)申請	0.08	0.17	0.03	0.01	0.08
(2)主治医意見書	0.08	0.13	0.12	0.01	0.09
(3)認定調査(包括センター分及び外部委託分含む)	1.15	1.75	0.48	2.51	1.30
(4)認定延期通知	0.02	0.00	0.00	0.00	0.01
(5)介護認定審査会	0.09	0.01	0.04	0.03	0.05
(6)更新申請のお知らせ	0.08	0.02	0.00	0.00	0.04
(7)認定情報提供事務	0.03	0.01	0.00	0.00	0.01
(8)その他の事務	0.03	0.03	0.01	0.25	0.05
(9)予算に関する業務	0.03	0.01	0.00	0.12	0.02
(10)議会対応に関する業務	0.00	0.00	0.00	0.12	0.01
(11)その他	0.10	0.00	0.00	0.00	0.04
介護認定業務	1.66	2.10	0.69	3.05	1.71

(単位:人)	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	4町村計
第1号被保険者(65歳以上人口) (H30.10.1)	3,896	2,393	1,966	972	9,227

基準労働時間（245日・8時間労働）当たり人員は、五城目町が最も多く、4町村全体では8.07人分の工数が発生している。

基準労働時間当たり人数(単位:人)	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	4町村計
(1)申請	0.15	0.20	0.03	0.00	0.39
(2)主治医意見書	0.15	0.15	0.12	0.00	0.42
(3)認定調査(包括センター分及び外部委託分含む)	2.28	2.14	0.48	1.24	6.14
(4)認定延期通知	0.03	0.00	0.00	0.00	0.04
(5)介護認定審査会	0.18	0.01	0.04	0.02	0.24
(6)更新申請のお知らせ	0.16	0.02	0.00	0.00	0.18
(7)認定情報提供事務	0.06	0.01	0.00	0.00	0.07
(8)その他の事務	0.05	0.03	0.01	0.13	0.22
(9)予算に関する業務	0.05	0.01	0.00	0.06	0.11
(10)議会対応に関する業務	0.00	0.00	0.00	0.06	0.06
(11)その他	0.20	0.00	0.00	0.00	0.20
介護認定業務	3.30	2.57	0.69	1.51	8.07

従事職員数	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村
介護認定業務	専従2人 兼務2人	専従2人 兼務1人	兼務1人	兼務1人

作業工数に関しては、特に井川町が他町村と比べ大幅な乖離があり、一概に比較が出来ない状況であることから、井川町の実施状況等を詳細に把握・分析する必要がある。

なお、仮に、井川町を除く3町村で五城目町の第1号被保険者（65歳以上人口）当たりの作業工数で作業の効率化を図るとすると、現状の合計値7.38人に対し、6.15人（▲1.23人）と、一定の削減効果が認められる。

井川町を除く3町村が五城目町の作業時間で業務を行ったと仮定の必要人員数 $(1.66 \text{ 時間} \times 7,261 \text{ 人}) \div (8 \text{ 時間} \times 245 \text{ 日}) = 6.15 \text{ 人}$

(ウ) 地域包括支援センターに係る事務

地域包括支援センター業務は、五城目町、八郎潟町及び大潟村が直営であるのに対し、井川町が外部委託で行っていることから、井川町については委託業務分を補正した。

補正前の年間総工数は、五城目町が最も多いが、委託業務を補正した場合、井川町が最も多い。

年間総工数(単位:時間)	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	4町村計
①包括的支援事業	2,860	1,478	33	1,606	5,977
②指定介護予防支援業務	900	704	0	1,424	3,028
③介護予防・日常生活支援総合事業業務	800	1,464	0	936	3,200
④その他	620	274	134	382	1,410
⑤委託補正分	0	0	5,292	0	5,292
地域包括支援センター業務	5,180	3,920	5,459	4,348	18,907

地域包括支援センターの主たる対象者である第1号被保険者（65歳以上人口）当たりの作業工数は、大湊村が最も多く、五城目町が最も少ない。

第1号被保険者当たり作業工数(単位:時間)	五城目町	八郎潟町	井川町	大湊村	4町村平均
①包括的支援事業	0.73	0.62	0.02	1.65	0.65
②指定介護予防支援業務	0.23	0.29	0.00	1.47	0.33
③介護予防・日常生活支援総合事業業務	0.21	0.61	0.00	0.96	0.35
④その他	0.16	0.11	0.07	0.39	0.15
⑤委託補正分	0	0	1.36	0	0.57
地域包括支援センター業務	1.33	1.64	2.78	4.47	2.05

(単位:時間)	五城目町	八郎潟町	井川町	大湊村	4町村計
第1号被保険者(65歳以上人口) (H30.10.1)	3,896	2,393	1,966	972	9,227

基準労働時間（245日・8時間労働）当たり人員は、井川町が最も多く、八郎潟町が最も少ない。

基準労働時間あたり人数(単位:人)	五城目町	八郎潟町	井川町	大湊村	4町村計
①包括的支援事業	1.46	0.75	0.02	0.82	3.05
②指定介護予防支援業務	0.46	0.36	0.00	0.73	1.54
③介護予防・日常生活支援総合事業業務	0.41	0.75	0.00	0.48	1.63
④その他	0.32	0.14	0.07	0.19	0.72
⑤委託補正分	0.00	0.00	2.70	0.00	2.70
地域包括支援センター業務	2.64	2.00	2.79	2.22	9.65
従事職員数	五城目町	八郎潟町	井川町	大湊村	
地域包括支援センター業務	専従3人	専従2人	兼務1人	専従2人 兼務1人	

地域包括支援センターの業務を仮に4町村で共同化とした場合、「第1号被保険者当たり工数」では、五城目町が最も短時間であることから、五城目町の「第1号被保険者当たり工数」で作業の効率化を図ると仮定すると、現状の合計9.65人に対して、必要人員は6.26人（▲3.39人）となり、一定の人員削減効果が認められる。

4町村全てが五城目町の作業時間で業務を行ったと仮定した場合の必要人員数 (1.33時間×9,227人) ÷ (8時間×245日) = 6.26人

なお、厚生労働省の職員配置基準では、第1号被保険者数が約3,000人～6,000人ごとに、①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を各1名置くこととされており、人材の確保が困難な状況において共同化が実現できれば、専門人材を共有できるメリットは大きい。

(3) 地域連携研究会における意見

【固定資産税評価】

- ・ 税の公平性の観点からは、4町村で統一した評価が行えることが望ましい。
- ・ 評価手法の見直しを行う場合は、これまで評価した物件との公平性についても考える必要がある。
- ・ 事務を一人で担当しており、評価で困った際には、前任者に聞くなどして対応しているが、不安を抱えながら仕事をしている。普段から相談できる体制があると良い。
- ・ 過去には、南秋地域の担当者が一堂に会する研修会を開催していた。共同で勉強する場などがあると良い。

【介護保険認定】

- ・ 以前は民間事業所への委託により認定調査を実施していたが、調査員の人件費や車のリース料を支払ったとしても委託費に比べてコストが低いことから、直営に戻した。
- ・ 介護認定の更新有効期間が2年から3年に延びたため、以前よりも認定調査の件数が減っている。
- ・ 調査件数が少ない場合、直営にすると逆にコストが上がる可能性がある。
- ・ 年間平均では落ち着いて見える場合でも、申請が重なる時期には委託せざるを得ないケースがあるかもしれない。
- ・ 認定調査員を集約化できれば、業務が平準化され、調査票の作成時間の確保なども容易になると思われる。
- ・ 認定調査員を募集しても、通常の非常勤職員よりも専門性が求められるため、応募が少なく、採用しても長続きしない。

【地域包括支援センター】

- ・ 民生委員など地域からの情報・相談が重要となる。広域化された場合は、こうした情報が入ってこなくなる可能性がある。
- ・ 広域化された場合、移動手段の無いお年寄りには困る。また、お年寄りにとっては、顔見知りだから少し寄って相談してみようということがある。
- ・ 窓口には必ずしも専門家がいる必要は無く、適切な機関に繋げることが大切であるが、様々な知識があるからこそ繋ぐことができる。
- ・ 一般介護予防事業は、各町村独自に企画して行う取組であり、広域化は困難である。
- ・ 配置人員が少なく、窓口や電話での対応が重なると、対応しきれない場合がある。また、休暇が取得しづらい状況となっている。

(4) 有識者会議における意見

【第1回会議での主な意見】

- ・ 事務分掌の中で、絶対になければならない業務、あった方が良い業務、共同化しても良い業務を、ヒアリングしながら分類した方が良い。
- ・ 自治体の事務は、基本的に定型的な業務である。システムの標準化を進めて合理化を進めることが時代の要請だと思われる。
- ・ 事務の共同化から公共施設の最適配置に結び付けるという考えもあって良い。上・下水道、道路等のネットワーク系の施設は、広域的に管理した方が規模の経済が発揮される。
- ・ 事務の共同化については、シミュレーションを行い、人員減となった場合のメリットを示していくことが重要である。補助金等の外的インセンティブは長続きしない。

【第2回会議での主な意見】

- ・ 地方自治法はもとより、あらゆる関係法令との整合性を図る必要がある。
- ・ 生産性が異なる自治体の業務を共同化するよりも、効率性の高い自治体のノウハウを低い自治体間で共有する方が効果的な場合もある。
- ・ 一定の事務量を確保し、分業制にすることにより効率化が図られる。規模の経済と分業制はセットで考える必要がある。
- ・ 工数の多寡で比較し、少ない方が効率的で良いと評価するのは危険である。数字上は非効率に見えても、個別に丁寧に業務を行っており、住民の満足度が高いかもしれないし、逆に、数字上は効率的に見えても、短く済ませているだけかもしれない。業務遂行の精度等も踏まえる必要がある。
- ・ 地域特有の事情や課題の視点が必要である。どこでも同じように出来るというものではない。

【会議終了後の追加意見】

- ・ 固定資産税の評価事務については、共同化メリットがあまり期待できないため、当面は現状の体制で進めることとし、担当者のスキルアップは合同研修会等の実施により対応すべきである。
- ・ 介護保険の認定事務については、認定調査員の確保が困難となる中、欠員等により認定事務全体が遅延するリスクを小さくするため、集約化が必要である。
- ・ 地域包括支援センターについては、県内でも、人口が4町村の合計人口よりも多い男鹿市、にかほ市、仙北市はいずれも1か所となっている。高齢化率や面積が異なるが、センターを集約化しても運用方法を工夫することにより住民ニーズに十分対応できるのではないか。

(5) 検討

① 固定資産税の評価事務

調査結果を踏まえると、人員削減面での共同化メリットは大きいとは言えず、また、課税は地方自治の根幹を成す業務であり、権限を他町村に委ねることとなる事務の委託などは、事実上困難であることから、共同化を行うにしても、その手法については慎重な検討が必要である。

一方、五城目町を除く3町村では、現状、兼務体制となっており、経験やノウハウの蓄積など専門性の確保が課題となっている。

また、課税評価に関しては、共通の基準で評価しているものの、判断するには個人の主観に影響されることもあり、いずれの町村の担当者も若干の不安を抱えながら業務にあたっているのが実状である。

したがって、公平・公正な評価を実現するとともに、職員の専門性を高める観点から、4町村の連携による合同研修の実施などが考えられる。

② 介護保険の認定事務

調査結果からは、一定の人員削減効果が認められた。

本事務については、認定調査の業務割合が最も高く、現状でも、専門の非常勤職員（介護認定調査員）の雇用や民間事業所への外部委託が行われている。

なお、五城目町では、外部委託を廃止し、非常勤職員3名での実施を目指したが、実際には2名しか雇用することができておらず、地域包括支援センターが一部業務を担っている。

4町村のヒアリングでは、調査員の確保に関する課題はあるものの、業務量が一定規模以上となれば、外部委託よりも非常勤職員を雇用した方がコスト面でのメリットがあるとの意見もあった。

調査員を集約化し、認定調査を専門に行う体制を構築することで、年間の業務量の変動に対する柔軟性や人材の確保・育成の面からのメリットが期待される。

上記を踏まえると、本事務については、認定調査の外部委託を廃止し、認定調査事務を処理するための内部組織を共同設置することが有効と考えられる。

その際は、現在、機関の共同設置を行っている「潟上市南秋田郡介護認定審査会」の枠組みを活用し、潟上市を含めて検討することも考えられる。

③ 地域包括支援センターに係る事務

調査結果からは、人員削減効果及び専門人材の確保の面からの共同化メリットが認められた。

一方、4町村のヒアリングでは、地域に密着して行う必要性の高い業務が多いことから、集約化によるサービス低下を懸念する声もあり、各町村から直ちにセンターを無くすことは困難である。

また、センターは、継続性・一貫性を持った介護予防マネジメントの実施、地域で生活を継続するための各種相談への対応など、地域包括ケアをワンストップで担うものであるため、その機能の一部を委託することは認められておらず、各町村で機能分担を図るような共同化を行うことは出来ない。

しかしながら、各町村においては、職員の減少や専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の確保が課題となっており、将来的には業務継続が困難な状況も想定される。

各町村が連携して困難事例やノウハウの共有等を図るなど、業務の効率化を進めていくとともに、地域住民からの相談を受け付ける「窓口」（ブランチ）を各町村に設けつつ、センターを共同設置する可能性についても研究していく必要がある。

3 公共施設の最適配置等の可能性調査（県南地域）

（1）目的

地域連携研究会における公共施設の最適配置等に向けた議論をより効果的なものとするため、横手市、湯沢市、羽後町及び東成瀬村でそれぞれ所有する公共施設について、それぞれ策定済みの公共施設等総合管理計画、再編計画等を踏まえた上で、広域連携の可能性を検討し、市町村の区域を越えた相互利用や公共施設の最適配置等に向けた課題抽出と解決方策の検討を行う。

※ 「相互利用」とは、各市町村の行政区域を越えた広域的な共同利用をいうものとし、各市町村で役割分担し、残す施設を共同利用できるようにする場合も含むものとする。

（2）調査内容

ア 調査方法

【対象施設】

本調査では、地域住民の利用が主となる公民館、集会施設等を除いた、行政区域の枠を越

えた利用が見込まれる次の施設を対象とした。

① 文化施設（大規模な施設でホール等を有するもの）

	自治体	施設名	施設概要
文化施設 (広域)	横手市	横手市民会館	ホール：928 席
	湯沢市	湯沢文化会館	ホール：1,203 席
文化施設 (地域)	湯沢市	雄勝文化会館	ホール：400 席
	羽後町	羽後町文化交流施設「美里音」	ホール：350 席
	東成瀬村	東成瀬村地域交流センター「ゆるるん」	ホール：200 席

※ 「文化施設（広域）」とは、1,000 席程度の座席を有し、興行等を誘致して広域からの利用を見込む施設をいうものとする。

※ 「文化施設（地域）」とは、主に地域の学校や団体の発表の場となる施設をいうものとする。

② スポーツ施設（体育館、運動場等）

	自治体	施設名	施設概要
体育館	横手市	横手体育館	バスケットボールコート 2 面
		増田体育館	バスケットボールコート 2 面
		雄物川体育館	バスケットボールコート 2 面
		大森体育館	バスケットボールコート 2 面
	湯沢市	総合体育館	バスケットボールコート 2 面
		湯沢市体育センター	バスケットボールコート 1 面
		稲川体育館	バスケットボールコート 2 面
羽後町	羽後総合体育館	バスケットボールコート 2 面	
屋内運動場	湯沢市	湯沢市健康ドーム	土間広場：20m×25m
		稲川交流スポーツエリア	屋内運動場、テニスコート等
陸上競技場	横手市	十文字陸上競技場	日本陸連 3 種公認施設
	湯沢市	稲川陸上競技場	日本陸連 4 種公認施設
ホッケー場	羽後町	羽後町多目的運動広場	人工芝：9,000 m ²
野球場	横手市	グリーンスタジアムよこて	硬式野球場 1 面
		平鹿野球場	硬式野球場 1 面
		スタジアム大雄	硬式野球場 1 面
		大森野球場	硬式野球場 1 面

	湯沢市	皆瀬野球場	軟式野球場 1 面
		稲川野球場	軟式野球場 1 面
		雄勝野球場	軟式野球場 1 面
	羽後町	羽後球場	軟式野球場 1 面
	東成瀬村	東成瀬野球場	軟式野球場 1 面

【人口推計】

シミュレーションに当たっては、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年（2018年）3月版）に基づく4市町村の推計人口から、施設利用者の主な年齢層と考えられる15歳から74歳までの人口の推計値を採用した。

		2020	2025	2030	2035	2040
横手市	15-74歳人口推計（人）	58,933	52,244	45,283	39,526	34,869
	人口比（2020比）	100.0%	88.6%	76.8%	67.1%	59.2%
湯沢市	15-74歳人口推計（人）	29,549	26,003	22,299	18,993	16,243
	人口比（2020比）	100.0%	88.0%	75.5%	64.3%	55.0%
羽後町	15-74歳人口推計（人）	9,599	8,395	7,037	5,798	4,871
	人口比（2020比）	100.0%	87.5%	73.3%	60.4%	50.7%
東成瀬村	15-74歳人口推計（人）	1,604	1,404	1,175	985	847
	人口比（2020比）	100.0%	87.5%	73.2%	61.4%	52.8%

【前提条件】

施設の大規模改修、除却の時期については、各市町村の公共施設等総合管理計画に基づき、築30年で改修（大規模修繕）、築60年で除却・建替えすることを条件として検討することとした。

イ 調査結果

（ア）将来シミュレーション

2039年に湯沢文化会館を除却した場合、1,000席規模の大規模ホールが地域に無くなる。また、2038年から2040年にかけて、体育館は大幅に減少する。

施設	竣工	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	
文化施設 (広域)	横手市民会館	1968								除却													
	湯沢文化会館	1979																				除却	
文化施設 (地域)	雄勝文化会館	1996						改修															
	美里音	2010																					改修
	ゆるるん	2006																改修					
体育館	横手体育館	1979																					除却
	増田体育館	1992			改修																		
	雄物川体育館	1979																					除却
	大森体育館	1980								除却													除却
	総合体育館	1993				改修																	
	湯沢市体育センター	1978																				除却	
	稲川体育館	1980																					除却
	羽後総合体育館	1974														除却							除却
屋内運動場	湯沢市健康ドーム	1992			改修																		
	稲川交流スポーツエリア	1995						改修															
陸上競技場	十文字陸上競技場	2004														改修							
	稲川陸上競技場	1975															除却						
ホッケー場	羽後町多目的運動広場	2003														改修							
野球場	グリーンスタジアムよこて	2001												改修									
	平鹿野球場	1993				改修																	
	スタジアム大雄	1996								改修													
	大森野球場	1986																					
	皆瀬野球場	1986																					
	稲川野球場	1991			改修																		
	雄勝野球場	1979																					除却
	羽後球場	1973														除却							除却
	東成瀬野球場	1979																					除却

人口推計に基づく各施設の利用者数は、次の表のとおりとなる。

施設	所在地	2020年時点		2030年時点		2040年時点		
		利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	
文化施設 (広域)	横手市民会館	横手市	72,874	41.7%	0	0.0%	0	0.0%
	湯沢文化会館	湯沢市	51,117	29.0%	38,575	21.9%	0	0.0%
文化施設 (地域)	雄勝文化会館	湯沢市	33,619	15.0%	25,370	11.3%	18,480	8.2%
	美里音	羽後町	24,757	41.3%	18,149	30.3%	12,564	21.0%
	ゆるるん	東成瀬村	18,019	40.9%	13,198	30.0%	9,511	21.6%
体育館	横手体育館	横手市	51,012	71.8%	39,196	55.2%	0	0.0%
	増田体育館	横手市	53,827	25.8%	41,359	19.8%	31,848	15.3%
	雄物川体育館	横手市	27,065	51.4%	20,796	39.5%	0	0.0%
	大森体育館	横手市	22,770	55.3%	0	0.0%	0	0.0%
	総合体育館	湯沢市	41,309	77.0%	31,174	58.1%	22,708	42.3%
	湯沢市体育センター	湯沢市	28,175	70.0%	21,262	52.8%	0	0.0%
	稲川体育館	湯沢市	18,363	68.0%	13,858	51.3%	0	0.0%
	羽後総合体育館	羽後町	32,164	0.0%	23,579	0.0%	0	0.0%
屋内運動場	湯沢市健康ドーム	湯沢市	10,306	47.0%	7,777	35.5%	5,665	25.8%
	稲川交流スポーツエリア	湯沢市	12,329	58.0%	9,304	43.8%	6,777	31.9%
陸上競技場	十文字陸上競技場	横手市	21,308	58.9%	16,372	45.3%	12,607	34.9%
	稲川陸上競技場	湯沢市	791	0.0%	597	0.0%	0	0.0%
ホッケー場	羽後町多目的運動広場	羽後町	2,152	0.0%	1,577	0.0%	1,092	0.0%
野球場	グリーンスタジアムよこて	横手市	41,365	37.6%	31,784	28.9%	24,474	22.3%
	平鹿野球場	横手市	4,265	12.0%	3,277	9.2%	2,523	7.1%
	スタジアム大雄	横手市	16,590	16.1%	12,747	12.4%	9,816	9.5%
	大森野球場	横手市	2,894	12.5%	2,224	9.6%	1,712	7.4%
	皆瀬野球場	湯沢市	1,922	11.0%	1,450	8.3%	1,057	6.0%
	稲川野球場	湯沢市	10,784	33.0%	8,138	24.9%	5,928	18.1%
	雄勝野球場	湯沢市	7,219	33.0%	5,448	24.9%	0	0.0%
	羽後球場	羽後町	3,000	0.0%	2,199	0.0%	0	0.0%
	東成瀬野球場	東成瀬村	3,000	0.0%	2,197	0.0%	0	0.0%

※赤色部分は推計値、黄色部分はデータなし、灰色部分は施設除却のため利用者なし

2020年時点の利用率を維持したとして「2040年人口×2020年時点の対人口利用率(※)」で利用想定者数(=需要)を算出し、供給量と比較を行ったのが以下の表である。

	2020年時点		2030年時点			2040年時点		
	利用者数	対人口利用率	利用者数	2020年度利用率で積算	利用できない住民数(供給不足)	利用者数	2020年度利用率で積算	利用できない住民数(供給不足)
文化施設(広域)	180,269	0.50%	83,721	137,064	53,343	0	102,770	102,770
文化施設(地域)	197,170	0.55%	145,381	149,914	4,534	102,377	112,405	10,028
体育館	289,099	0.81%	203,892	219,810	15,918	68,242	164,813	96,571
屋内運動場	40,782	0.11%	30,776	31,007	232	22,418	23,249	832
陸上競技場	26,835	0.07%	20,607	20,403	-204	18,260	15,298	-2,961
ホッケー場	8,135	0.02%	5,964	6,185	222	4,128	4,638	509
野球場	93,902	0.26%	71,597	71,397	-200	46,810	53,533	6,723
4市町村人口(15-74歳)	99,686		75,794			56,830		

※ 対人口利用率=利用者数÷(人口×360日)

文化施設(広域)は、2030年時点で5万人の供給不足が生じているが、現状でも広域から集客する施設であり、需給不足等は単純に推計できない。

2040年時点では、圏域に施設が無くなり、文化的興行等の誘致が出来なくなる。

体育館は、2040年時点で9.6万人の供給不足が生じる。

文化施設(地域)、屋内運動場及びホッケー場は、施設数が変わらないため、大きな供給不足が生じる可能性は低い。

陸上競技場は、湯沢市の1施設が除却されても圏域としての供給不足は生じないが、横手市の1施設のみとなることから、湯沢雄勝地域での大会開催が困難となる。

野球場については、需給バランスに大きな問題はないが、部活動利用を考慮した場合、交通アクセス、利用時間帯の重複等の課題があり、相互利用では需要を補えない可能性がある。

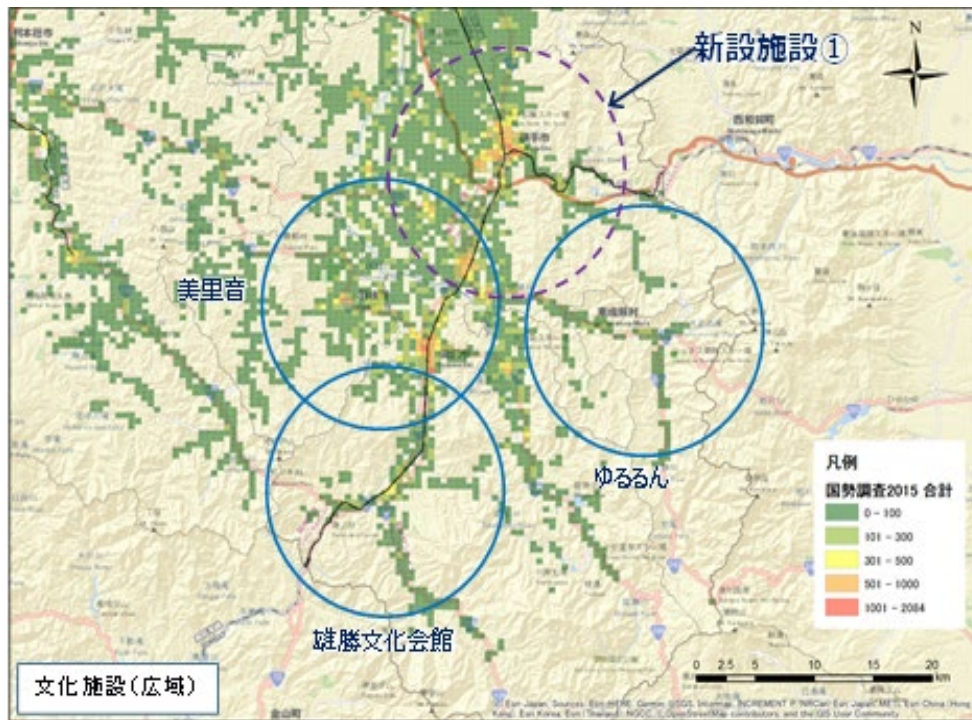
(イ) 考察

【文化施設(広域)】

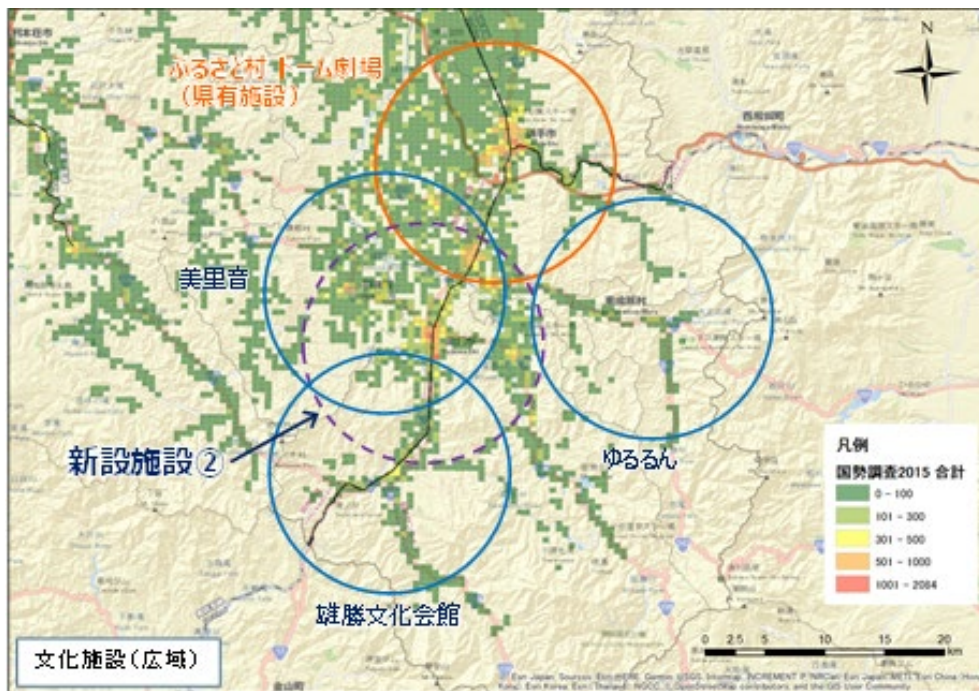
文化振興のためにコンサート誘致等ができる環境を維持することを考えた場合、湯沢文化会館程度(約1,200席)の規模の施設が1つ整備する必要がある。

整備場所は、存続施設の商圈や交通利便性、人口集中地域を考慮して、横手市中心部への整備が考えられる(案①)が、横手市内の県有施設「ふるさと村ドーム劇場(997席)」の活用を想定した場合は、湯沢市中心部への整備も考えられる(案②)。

案①



案②



【体育館】

2040年時点における約9.6万人分の供給不足を考慮した場合、横手体育館（体育室1,512㎡・バスケットコート2面、約5.1万人）、増田体育館（体育室1,632㎡・バスケットコート2面、約5.8万人）規模の施設が2施設必要となる。

整備場所は、存続する2施設の商圈との重複を避け、交通利便性を考慮すると、横手市中心部及び国道107号沿いに分散設置することが望ましい。



【陸上競技場】

2035年に稲川陸上競技場が除却された場合、十文字陸上競技場のみとなることから、相互利用によりカバーする必要がある。

【野球場】

更新時期を迎える雄勝野球場、羽後球場及び東成瀬野球場（いずれも軟式）については、建替整備又は修繕・維持管理費の掛かる設備の除却等で最低限度活利用ができる状態を維持することが考えられる。

また、現状では、湯沢市、羽後町、東成瀬村に硬式野球場が無いいため、硬式野球のニーズを踏まえつつ、横手市の硬式野球場の相互利用を検討する必要がある。

【その他の施設】

「文化施設（地域）」、「屋内運動場」及び「ホッケー場」については、2040年時点において現施設の全てが存続することから、相互利用の促進を図る必要がある。

(ウ) 最適配置等に当たっての課題

a 相互利用に当たっての課題

【利用条件の不一致】

利用者が各施設の設置自治体の住民であるか否かにより、施設の利用料金や減免基準が異なる場合、相互利用導入時の条件設定を統一する等の検討が必要となる。

利用料金は、相互利用を機に市内外住民で統一する方が分かりやすい。

【稼働率の算定基準の不一致】

相互利用で利用者数が増加すると考えられる施設は、曜日や時間帯別の施設稼働率をみて利用増が許容できるか検討する必要がある。現状は、施設稼働把握の基準が様々であり、集計方法の統一が必要となる。

①諸施設別（体育館であれば半面などのカウントが可能であれば精緻な分析に有効）、②午前・午後・夜間の時間区分、③平日・土日で施設の諸室別稼働率を把握する必要がある。

【施設廃止による代替場所の確保】

60年で除却する施設で実施されていた自治体や地域、学校のイベントは、代替場所の確保が必要となる。

主なイベントを抽出し、自治体内外の他施設での実施が可能かなどを検討するとともに、自治体間で事前に大会等の開催日時の「調整を図る場」の設定も検討する必要がある。

【導入後の効果の測定】

相互利用前後の変化を測定し、利用の偏りが無いかなど、想定との比較・検討が必要となる。

市町村内外の利用者数の集計は、年間集計が可能であれば実施し、負担が大きい場合は、一定期間のアンケート実施などにより把握することが考えられる。

【施設設置市町村外の利用者の過度な増加等】

一部施設が想定外に混雑する、大会が重複する、維持管理費が大きく上昇するなどの問題が生じる可能性がある。

モデルケースとして一部から始めることで、課題を把握しながら進めることが考えられる。(高い稼働率を維持している施設については、相互利用対象としないなど)

b 最適配置に当たっての課題

【運営主体】

職員を出し合っでの共同運営や広域連合による運営など、運営体制の検討が必要となる。

先行事例を参照すると、広域連合のような組織による運営や、業務ごとに職員を出し合う方法が考えられる。

【コスト負担】

整備費、維持管理運営費、修繕更新費の負担割合をどのように設定し、合意形成を図るかが課題となる。

先行事例では、財政規模や人口など様々な項目で負担割合を決定している。

(3) 地域連携研究会における意見

- ・ 今回の報告案は、今後、建替規模をどうするのかを検討する際に活用できる。
- ・ 建替を検討する際は、学校の統廃合についても考慮する必要がある。体育館は、今後、高校の統合で余る状況になると思われるが、避難所に指定されているのが大半であり、行政用途が無くなったから解体するというにはならない。
- ・ 現在、長寿命化の動きが主流となっており、実際は60年で建て替えるということにはならないだろう。ただし、現在の規模のまま長寿命化するか、半分の規模で建て替えるのかは政治判断の面がある。
- ・ 共同設置はハードルが非常に高い。まずは、相互利用が出来ないかを検討した方が良い。その際には、減免の取扱いや利用料金をどうするのが課題となる。
- ・ 施設の予約受付開始日に市内外の違いは無いが、一般予約開始前に大規模イベントの日程をあらかじめ年間計画で押さえているのが実状。大会などについては、各市町村で開催時期がある程度決まっており、日程的に重なる部分がある。年間計画を立てる前の段階で自治体間で日程調整出来るかが相互利用の大きなポイントである。
- ・ 利用料金は、市町村によって、条例上で市内外の差を設けている場合と、条例上は差が無いが、地元住民に減免規定を適用している場合がある。
- ・ 利用料金や減免規定の見直しを住民に説明した当初は反発があったが、実際に料金表を示したところ、料金差は数百円程度であり、概ね納得して頂けた。

(4) 有識者会議における意見

【第1回会議での主な意見】

- ・ 公共施設の最適配置については、各市町村で都市計画を持ち寄って協議することが有

効である。

- ・ 地域に施設が無くなった時の住民感情に配慮する必要がある。また、代替施設までの移動手段の確保についてもシミュレーションする必要がある。
- ・ 施設を絞りながら出来るところから進めていく手法は確かに有効であるが、人口の半減が見込まれる中で、そのような進め方では間に合わない。30年後における最適な施設配置を想定し、そこから逆算して考える必要がある。
- ・ この地域にはこの施設を残すといったように、役割分担を行うことが効果的である。その際に、戦略的に補助金を出せば、インセンティブになるかもしれない。

【第2回会議での主な意見】

- ・ 本来は、財政的に持続可能な床面積や施設配置はどのようなものであり、それを実現するためにどのような削減をするべきかという検討を行わなければならない。
- ・ 2040年時点での同規模自治体との比較については、当該自治体の施設配置の在り方が最適であるかどうかは分からない。
- ・ 現状の交通アクセスを踏まえて、立地が適切なのかを検討する必要がある。
- ・ 学校の統廃合の視点が重要である。部活動利用は、学校の統廃合に左右されるし、廃校後の施設や跡地の活用も課題となる。
- ・ 野球場を調査対象施設としているが、現在はサッカーなどの人気上昇している。スポーツ人口と需要の見通しについても考慮する必要がある。
- ・ 60年で除却する前提でシミュレーションしているが、必ずしも根拠がある訳ではない。昨今は長寿命化の話が出ているので、80年利用なども視野に入れる必要がある。

【会議終了後の追加意見】

- ・ 最適配置や計画的修繕を目的とする関係自治体の協議体を組織するなどして、地域住民のニーズに応えつつ財政的に裏付けられたプランをつくり、実行していくことが必要ではないか。
- ・ 単独の市町村内の共同化・施設の最適配置であれば、議会という市町村全体の利害関係を代表する者がいるが、複数市町村に跨がる共同化において、その役割を誰が果たすのかを慎重に設計することが必要である。
- ・ 公共施設の再配置に伴う便益は、将来の住民も含め、対象市町村全体に広く発生するのに対し、負担（施設が廃止された市町村における住民のアクセスコスト）は、当該市町村の住民に集中的に発生することから、民主主義的な決定の根本に立ち返った検討や、住民の意向把握、コミュニケーションの工夫が必要となる。
意思決定の手法としては、例えば、討議型世論調査や、岩手県矢巾町で行われている仮想将来世代と現役世代のグループが交渉し意思決定を行う実験などが参考となる。
- ・ 広域合併市においては、合併後の旧市町村間での最適配置や連携が課題となっているこ

とに留意する必要がある。

- ・ C C R C 構想、コンパクトシティ等、他のまちづくり政策との整合性や相乗効果を図りながら施設配置を検討する必要がある。そのためには、担当部局間の協議・すり合わせが重要となる。

(5) 検討

調査結果を踏まえ、次のとおり、相互利用の促進及び最適配置の可能性について検討することが必要と考える。

文化施設（広域）	・ 2040 年時点で広域文化施設が無くなる可能性があることから、1,200 席規模の文化施設を圏域内に 1 施設配置することが考えられる。
文化施設（地域）	・ 2040 年時点で現施設の全てが存続する見込みである。 ・ 人口減少に伴い利用者数も減少する可能性があることも踏まえ、相互利用の促進を図る必要がある。
体育館	・ 2040 年時点で、現在の 8 施設から 2 施設となる可能性がある。 ・ 将来需要を満たすには、5 万人規模の体育館を圏域内に 4 施設配置する必要があることから、存続する 2 施設の商圈との重複を避け、横手市内に 2 施設配置することが考えられる。
屋内運動場	・ 2040 年時点で現施設の全てが存続する見込みである。 ・ 人口減少に伴い利用者数も減少する可能性があることも踏まえ、相互利用の促進を図る必要がある。
陸上競技場	・ 2040 年時点で十文字陸上競技場のみとなる。 ・ 湯沢雄勝地域における大会等の開催需要を満たすため、相互利用の促進を図る必要がある。
ホッケー場	・ 2040 年時点で現施設が存続する見込みである。 ・ 人口減少に伴い利用者数も減少する可能性があることも踏まえ、相互利用の促進を図る必要がある。
野球場	・ 2040 年時点で、現在の 9 施設から 6 施設となり、特に湯沢市西部、羽後町及び東成瀬村の住民の利便性が低下する可能性がある。 ・ 相互利用を促進するとともに、部活動利用に向け維持管理コストの逡減を図った上での継続利用も検討する必要がある。

なお、体育館及び野球場については、学校の統廃合により、供給過多となる可能性もある。学校の再編計画等を注視しながら検討を進めていくとともに、部活の廃止、競技人口の減

少による大会ニーズについても考慮する必要がある。

また、施設の配置場所の検討に当たっては、住民の移動手段の確保についても十分に配慮する必要がある。

なお、現状では、各施設ともに他市町村の住民利用は可能となっているが、実際には施設を所有する自治体内の利用団体への配慮等が求められることもあるようである。

今後、相互利用を促進していくに当たっては、市町村間で事前に大会等の開催日時の調整を図るための協議の場の設定等について検討する必要がある。

また、市内外の利用者に係る利用料金については、現在、条例上の利用料金又は減免規定の適用により、統一が図られていない状況にある。

利用料金の統一は、先進事例に鑑みてもハードルが高い課題であるが、引き続き検討していく必要がある。

4 【参考】専門人材の確保に関する研究（県北地域）

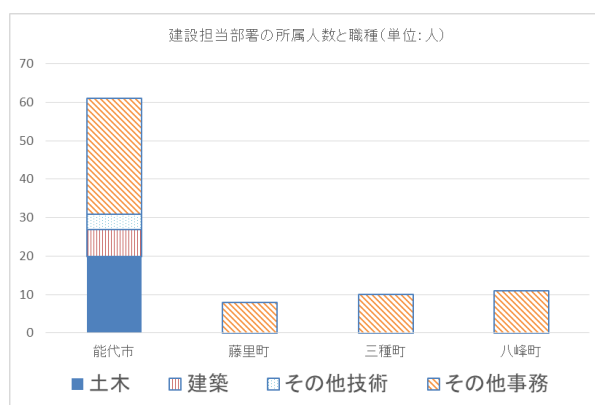
能代市、藤里町、三種町及び八峰町における建設土木に係る専門人材の現状を把握するとともに、将来に向けた技術・ノウハウの継承や災害復旧時の専門人材不足など、共通の課題解決に向けた検討を行うために研究会を開催した。

※ 「専門人材」とは、業務執行に必要な専門的な技術・知識を有する職員を指し、技術の区分で採用された者に限らない。

【技術職員の採用・配置状況】

能代市においては技術職員を募集・採用して建設担当部署に配属しているが、他の3町においては一般事務（行政）で採用した職員を配属し、OJTによって育成している。

※ 「技術職員」とは、「土木」「建築」など、技術の区分で採用された職員を指す。



【外部委託の導入状況】

専門知識を要する「道路・橋梁」、「河川」、「水道」、「建築」等の業務分野ごとに外部委託の導入による業務効率化の状況を確認した。

専門性の高い建築分野や複雑な橋梁の設計など、高度な知識・技術を求められる業務に加え、効率化の観点から調査・測量を外部委託している団体が多い。（三種町以外の団体は、いずれの分野でも調査・測量を原則として外部委託している。）

【認識されている課題】

いずれの団体においても、知識・経験の承継と専門人材の確保が課題であると認識されている。

技術職員の採用を行っている能代市では、技術の採用区分への応募が無い、又は少ないこと、さらには合格者から採用辞退の申し出があることなどにより、新規採用が十分に出来ておらず、特に「建築」の技術職員が不足していることが課題として挙げられた。

これに対し、他の3町は、比較的小規模な団体であるため技術職員の採用が困難であり、将来、建設土木関係の中核的な役割を果たしている職員が退職し、又は管理職となって現場を離れた場合の対応に不安があること、職員の育成には時間を要するが異動サイクルによって技術担当部署を離れてしまうことなどが課題として挙げられた。

また、研究会では、市町村同士による設計等の業務の共同処理や人事交流などの手段では課題解決が困難であり、県の支援を求める声もあった。

今後、市町村のニーズや技術職員の不足によって生じる具体的な支障などを確認のうえ、連携の手法を検討する。

5 市町村間連携促進に向けた機運醸成事業

地域住民や自治体職員等を対象に、人口減少社会における市町村間連携の必要性を認識してもらうための機運醸成セミナーを県内3地域（県北、県央、県南）で開催した。

地区	県央	県北	県南
開催日	11/19（火）	11/22（金）	12/12（木）
会場	秋田キャッスルホテル（秋田市）	ルネッサンスガーデンプラザ杉の子（大館市）	よこてシャイニーパレス（横手市）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○総務省説明 ○基調講演 講師：岸 博幸 氏（慶応義塾大学大学院教授） ○講演 講師：中川 雅之 氏（日本大学教授） ○先行事例の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ○秋田県説明 ○基調講演 講師：橋本 五郎 氏（読売新聞特別編集委員） ○講演 講師：木村 俊介 氏（明治大学公共政策大学院教授） ○先行事例の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ○秋田県説明 ○基調講演 講師：藻谷 浩介 氏（日本総合研究所主席研究員） ○講演 講師：勢一 智子 氏（西南学院大学教授） ○先行事例の紹介
参加者	137 名	98 名	116 名

<参加者の意見>

【県央会場】

- ・ 共同化によるスケールメリットを活かす点は分かるが、実現に向けては一朝一夕でやれることではない。
- ・ 連携に参画する各市町村の意欲・熱量が同等になるという前提が必要と思う。
- ・ 連携に至る前に、現状の正しい分析が必要であり、その上で、具体的にどういった連携のあり方が課題解決に効果的かという議論が必要である。「連携ありき」ではない。

【県北会場】

- ・ 合併も連携も住民の幸せに繋がるのが重要であると改めて認識した。
- ・ 現在ある一部事務組合や広域連合を更に強化することが可能であれば、事務の効率化が図られると感じた。
- ・ 市町村同士での連携の推進は思うように進まないため、県にリードやコーディネートをお願いしたい。

【県南会場】

- ・ 市町村連携の基本は「共に対等に」というスタンスが重要であるということが分かった。
- ・ 事務の効率化だけで終わらない、戦略的なパートナーとしての連携が必要と感じた。
- ・ 自治体が優先すべき取組みを明確にし、人口が減少した後に自治体体制のコンパクト化を出来るようにすることが必要だと思った。

第3 事業のポイント

専門人材の確保や事務の共同化、公共施設の最適配置等は、人口減少が進行する全国の自治体の共通課題である。こうした課題の解決に向けて市町村間連携を進めていくためには、利害調整や意見調整をリードしていく主体が必要となるが、様々な住民要望への対応や平成の大合併時等の住民感情の問題もあることから、市町村だけにその役割を求めるのは、困難な面がある。

そうした中であって、県がコーディネイト役となって協議の場を設定し、客観的なデータを提供しながら、市町村同士の利害調整や連携の方向性について県も一緒に協議・検討を行うことで、連携の具体化に向けた議論が始まるなど、市町村間連携の促進に向け、非常に効果的な取組であった。

実際、本事業に取り組むに当たり、事前に一部市町村を訪問し、共同化の可能性についてヒアリングを行った際には、「単独自治体での対応が困難な業務は既に連携している。」「それぞれの自治体がメリットを感じられるような新たな共同化の取組を見出すことは難しい。」などといった意見が多く見られた。

しかし、本事業を通じ、共に調査・研究を進めていく中で、改めて各業務を客観的に振り返り、他の市町村の意見を聴く機会を持つことで、様々な意見・提案がなされるようになるなど、議論を活発化していくための仕掛けが極めて重要であることを再認識したところである。

また、限られた行政資源の最適配置や行政の効率化等を進めるに当たっては住民の理解と協力が不可欠であるが、住民の関心度は、必ずしも高いとは言えない。

こうした市町村間連携の意義や必要性について地域住民を含めた関係者に理解してもらうための機会の創出も必要と考え、セミナーを開催したところ、参加した住民や自治体関係者の満足度は予想以上に高く、効果的な取組であった。

第4 今後の展開

【全般的事項】

今回の調査研究結果を踏まえ、今後、地域連携研究会において、市町村間連携の促進に向けた課題を分析・整理し、その可能性について引き続き探っていくとともに、研究会で得られた成果は、県内の他市町村に情報提供を行うなど、共有を図っていく。

なお、今回は、予算と時間の関係で一部の事務・施設のみの調査となったが、本事業で得られたノウハウを活かし、更に深掘りを行うとともに、今回テーマとしなかった事務・施設についても共同化の可能性を探っていく。

【事務の共同化】

固定資産税の評価事務については、公平・公正な評価を実現するとともに職員の専門性を高める観点から、合同研修会の開催について検討する。

介護保険の認定事務については、外部委託を廃止し、介護認定調査員を集約化することによる事務の共同化の可能性について検討する。なお、検討に当たっては、現在、介護認定審査会事務を共同実施している潟上市との連携可能性についても考慮する。

地域包括支援センターに係る事務については、現時点での共同化は困難であるが、将来的なセンターの共同設置の可能性について引き続き探っていく。

【公共施設の最適配置等】

利用料金・減免基準の統一や大会日程等に係る事前調整の場の設定等、公共施設の相互利用の促進に向けた課題等について、整理・検討していく。

また、今回のシミュレーション結果を踏まえた将来的な施設配置の在り方については、4市町村で引き続き協議・検討を行っていく。

【専門人材の確保】

自治体間連携による建設技術職員の確保に向け、先行している都道府県の例も参考にしながら、総務省の新たな地方財政措置（※）の活用も視野に入れて検討していく。

※ 都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して地方財政措置を講ずるもの（R2～）

【新たな取組】

以上の取組に加え、令和2年度については、県央地域において、新たに「水道事業の広域化」に関する地域連携研究会を立ち上げ、水道事業の共同化及び施設の共同利用の可能性について研究する予定である。

また、秋田市を中心とした南秋地域を含むエリアにおいて、連携中枢都市圏の形成に向けた勉強会を開催し、多様な分野における政策連携の可能性を探る予定である。